

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外108名

被告 国

## 意見陳述書

2017年5月22日

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木昭雄

### 権力にすり寄った司法であってはならない

私は、今回新しく本件審理に携わることになった裁判長に、失礼をも顧みず、あえて意見を申し上げたいと願っております。

それはこれまでなされてきた御庁の判断の著しい権力への偏りについて、ぜひ是正してほしいという願いについてであります。

御庁の前任裁判長は、転勤間際で多忙だった本年3月30日にわざわざあえて本件執行停止申立事件の却下決定を下しました。却下理由の結論として、現在、工事に着工するめどが全く立っておらず、現に今、申立人らの権利が危険にさらされているという緊急な状態ではないということにあります。これは先に私たちが申し立てをした工事差し止め仮処分を却下した長崎地方裁判所佐世保支部の判断と軌を一にするものです。

起業者が今なお工事に着工できないのは、これまで、申立人らをはじめとする大勢の市民、県民が、「本件事業の正当性がないこと」を明らかにし、それが世論の支持を得ているからであります。その意味で、本件決定は、申立人らのこれまでの運動の正しさと、起業者の悪質さを裏付けるも

のともいえます。この判断自体については私もあえて異議をとねえるもの  
ではありません。ところが驚くべきことに、御庁決定はそれにつけ加えて、  
あえてわざわざまったく必要がないあり得ない「蛇の足」すなわち蛇足を  
描いてみせたのです。すなわち、私たちが主張した申立人らの現実の損害  
及び将来に至る継続的損害について、「金銭的な賠償により回復が可能で  
あるから、行訴法25条2項所定の重大な損害に当たるということはでき  
ない」とわざわざ付け加える判示をしたのです。本件原告たちは、この川  
原地区に数世代場合によっては十世代以上にわたって長年月定住し生活  
してきたのです。祖先伝来ここで生まれ、育ち、農地を耕して生活の糧を  
得、結婚して家族を作り子を育てています。その子もまたこの川原の地  
において、同様の生活を送りそれが未来へずっと継続されていくはずでした。  
裁判長、私たちが提出した写真集を良く見て下さい。その写真に写ってい  
る原告たちや子供たちの笑顔と日常生活を肌で感じて下さい。原告らは、  
戦車ならぬブルドーザーや重機によって家を押つぶされ、農地を踏みつ  
けられます。本件事業によって、家も農地もこれまでの生活も、将来にわ  
たる生活もそこで育まれていた子供たちの笑い声も、長年月築かれてきた  
文化も、人々との絆も、墓所までもすべて根こそぎ奪われ、原告らはこの  
川原から追い出されてしまうのです。それを御庁決定は冷たく「金銭的な  
賠償により回復が可能である」と言い放ちました。本当にそうなのか、そ  
れは正しい判断なのか、という私たちの怒りの問いかけに対し、御庁前任  
裁判長がその半月後、本年4月17日に下した、いわゆる諫早干拓事業排  
水門開門阻止判決で、まったく相反する回答を示しています。この判決で  
は、いわゆる3-2開門と言われる一番限定された水位変動20cmとい  
うわずかな開門操作を行うことによって、数年に一度起きるかも知れない  
潮風害による塩害や、ごく限定された農産物に限定された塩害被害や、限  
定された地域の用水不足など、本当に営農全体から見ればわずかな限定さ

れた農業被害を取り上げ、その被害金額も認定しないまま、確定判決による開門を差止める判断を下しました。しかし、この認定された被害によって、この農業者たちは、今の農地で農業ができなくなるわけではありませぬし、ましてこの農地を取り上げられるわけでもありません。将来にわたってこの農地で農業を継続していけるのです。しかるに判決は、「これらの被害は、財産的権利に関わるものであるが、原告営農者の生活等の基盤に直接関わるものであり、重大というべきである。」と判断を示し、あろうことか確定した判決の履行を禁止したのです。この認定された被害こそ、まさしく執行停止却下決定が言うところの、「金銭的な賠償により回復が可能であるから、重大な損害に当たるということはできない」という判断が正しいのではないのですか。私は御庁が下したこの二つの相反する判断の合理性について、到底理解できません。明白に矛盾し混乱した二重の判断基準（ダブルスタンダード）を用いた詭弁だと考えています。しかしこの両者の判断の本当の恐ろしさはその根本に存している共通した考え方にあります。それは両方とも権力者、行政にすりよりその意思に寄り添い迎合した（今はやりの言葉によれば「忖度」した）判断だということです。

私がこのように判断する前提として、御庁前任裁判長が、諫早干拓排水門開門差止訴訟において、二度にわたって和解勧告を行った際に、二回とも記されている次の文言に根拠があります。すなわち、「開門の差止を容認する判決が言い渡され、これが確定すれば、前訴判決（私どもが有する確定判決のことです）に基づく強制執行が許されなくなる蓋然性は低くない」ということです。すなわち、この文言は今回下された開門差止判決が、一審で確定することを当然の前提として示されているということなのです。私は和解協議の席上で裁判長に対し、この文言について、「裁判長は自らが下す判決が確定する（すなわち国が敗訴判決を控訴しない）ということを確認しているのか」と厳しく問いただしました。さらにマスコミや

私たちの支持者のみなさんへは、国が控訴せずに開門差止認容の判決を確定させる方針であることを判決前から申し上げてきました。恐るべきことに、その後の展開は私が指摘してきたとおりになり、国は控訴権を放棄し、この開門差止判決を確定させようとしてきました。私は前任裁判長の適格な「予知能力」に恐れさえ抱いております。

なお、あえて念のため付け加えておきますが、私は開門差止判決の被害認定の判断の仕方自体は正しいと考えております。本件においても二重基準などを用いずに、その立場に立って被害を考えていただきたいということなのです。

裁判長、私どもは、司法は公正な判断が行われる場所だと確信しています。私ども訴訟代理人もそうありたいと願って訴訟の一端を担っています。しかし、今指摘したような同一の裁判長によって、まったく相矛盾したあまりに偏頗な偏った判断が示されれば、国民は戸惑い、驚きあきれ、司法に対する信頼は地に落ちることになるのだと考えております。私たち本訴訟の原告関係者は、執行停止申立却下について、司法の信頼を取り戻すために今後も厳しく取組む決意を声明文として発表しましたので、参考まで添付しておきます。

裁判長、今後の審理において公正な国民の信頼に値する訴訟指揮と訴訟遂行が行われることを心から切望しております。